

川崎市上下水道局職員不祥事防止委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市上下水道局職員の不祥事防止の徹底を図るため、川崎市職員不祥事防止委員会設置要綱第8条の規定に基づき、川崎市上下水道局職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1）不祥事防止対策の検討及び推進に関すること。
- （2）不祥事防止に係る具体策等の推進に関すること。
- （3）川崎市職員不祥事防止委員会との不祥事防止対策に係る連絡及び調整に関すること。
- （4）不祥事未然防止のため職場状況の収集及び意見交換に関すること。
- （5）前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は上下水道事業管理者を、副委員長は担当理事をもって充てる。

3 委員は、経営戦略・危機管理室長、総務部長、総務部担当部長（財務担当）、サービス推進部長、水道部長、第1配水工事事務所長、水管理センター所長、長沢浄水場長、下水道部長、南部下水道事務所長、中部下水道事務所長、下水道部担当部長（下水道施設担当）、庶務課長及び庶務課の服務規律・内部監察担当の担当課長をもって充てる。

（委員長）

第4条 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

(関係職員の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(報告)

第8条 委員長は、不祥事を未然に防止するための対策を検討し、その結果を川崎市職員不祥事防止委員会の委員長に報告するものとする。

(特別対策委員会の設置)

第9条 上下水道局において不祥事が発生した場合、委員長は、その原因究明及び対策検討のため必要と認めるときは、上下水道局、関係する局等で組織する特別対策委員会を設置することができる。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成9年2月21日から施行する。

2 この要綱の制定に伴い、川崎市水道局職員汚職防止連絡会設置要綱（平成3年11月21日3川水総庶第347号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。